

原

上は十一年の間に於て、酒樽の製造業は、
 純粋に、酒樽の製造業に専ら従事する
 べきものである。然るに、酒樽の製造業は、
 酒樽の製造業に専ら従事するべきものである。
 上は十一年の間に於て、酒樽の製造業は、
 純粋に、酒樽の製造業に専ら従事する
 べきものである。然るに、酒樽の製造業は、
 酒樽の製造業に専ら従事するべきものである。

二 賃契約改正要求書

一金貳拾五銭也 但し酒樽壹枚ニ付キ

其他 輪廻ニ木取下廻リ等ニ準ズ

大正十三年二月十三日

日本労働総同盟

難製樽工組

合印

櫻津酒樽業製造業組合

御中